

1 目指す方向を定め、伝える

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営を進めるうえでは、特別支援教育の視点からどのような学校を目指して、どのような児童生徒を育てるのか、そのためにどのように取り組んでいくのかを教職員全員で共有することが大事です。共有のために、まずは学校経営計画に特別支援教育の推進に向けて目標や具体的取組の内容を記載することが必要です。加えて、保護者や地域、関係機関に向けて、よりわかりやすい形で方向性を発信し、共有するために、別途「基本方針」を策定することや、「グランドデザイン」等を作成することも有効です。

実践事例1：年度当初に特別支援教育基本方針を策定、確認している小学校

学校経営計画に特別支援教育に関する取組を記載するとともに、特別支援教育の考え方や校内支援会の日程、個別の指導計画の作成の流れなどをまとめた『特別支援教育基本方針』を作成し、全教職員に配布、年度当初の職員会で確認しています。

基本方針を年度当初に確認することで、特別支援教育の取組を特別支援教育学校コーディネーター（以下、学校コーディネーター）や特別支援学級担任、支援員などの担当者だけに任せるのではなく、教職員一人一人が取り組まなければならないことがより強く意識されるようになりました。

資料1 学校経営計画と別途作成する「特別支援教育基本方針」

実践事例2：グランドデザインを作成し、取組を発信している小学校

学校経営計画とは別に、A4サイズの『グランドデザイン』を作成、全教職員に配布し、確認するとともに、PTAなどのいろいろな場で学校の取組を説明する際に活用しています。学校の取組の全体像が把握できる資料の中で特別支援教育の取組を示すことで、学校の特別支援教育の位置付けをより明確に発信することができました。

資料2 学校の取組全体像を視覚化する学校グランドデザイン



Q 特別支援教育について、学校経営計画の「知」「徳」「体」「連携・協働等」どの項に記載すればよいのか迷っています。

A 学校経営計画の様式では、短期の学校経営基本方針及び評価を「知」「徳」「体」「連携・協働等」の項ごとに記入するようになっています。特別支援教育は、障害等のある児童生徒に対する「知」「徳」「体」のすべての取組に関連することであり、また、家庭等への理解・啓発を含む、地域ぐるみの「連携・協働等」も重要になります。

高知県教育振興基本計画における指標や各学校や地域における特別支援教育に関する理解や取組状況を踏まえた上で、重視して取り組むべきことは何かを整理し、あてはまると考えられる項に記載してください。

第2期高知県教育振興基本計画【第3次改訂版】における指標

(2019年度末までの目標数値)

- 「個別の指導計画」を作成している学校の割合（公立小・中学校） 100%
- 発達障害の診断・判断のある児童生徒に占める「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合 100%
- 校内研究の計画等にユニバーサルデザインの視点による授業づくり等を位置づけ、実施している学校の割合 100%

巻末には、文部科学省事業指定の16校の策定した学校経営計画をもとに、学校経営計画における特別支援教育に関する記載例を掲載しています。

2 必要な取組を具体化し、実行する

(1) 集団指導の質の向上へ向けて

学校経営計画等で示した自校のめざす姿を実現していくため、具体的にどのように取り組むのか、環境設定や学級経営、授業実践に至るまで具体的に確認しておくことが必要になります。特別支援教育の充実には、個別の指導・支援に限らず、障害のある児童生徒をはじめとする多様な児童生徒の実態を踏まえた集団指導の質を向上させることも不可欠です。教職員全員でユニバーサルデザインの視点から日々の取組を見直すこと、授業づくりのベーシックスタイルを確認しておくことも必要です。

ユニバーサルデザインやベーシックについては、高知県教育委員会が作成した『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック』（平成 25 年 3 月）や『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック-実践事例集-vol.1』（平成 27 年 3 月）、『高知県授業づくり Basic ガイドブック-平成 29 年度改訂版-』（平成 29 年 10 月）等を、活用してください。（各冊子については各学校に配布していますが、特別支援教育課ホームページや教育センターホームページから PDF データでダウンロードが可能です。）

また、学校の研究内容などに応じてマニュアルとなる資料を作成し、常に手元で確認できるようにしておくこと、必要な環境設定、目指す授業像がより具体的になります。資料を作成する場合には、校内で実践されている好事例を取り上げることで、同じ職場の優れた実践から学ぶ OJT にもつながります。

実践事例 3：自校の授業づくりのスタンダードを作成、配布している小学校

授業づくりのスタンダードとして、学習過程の基本構成等を A4 サイズにまとめたものを作成、全教員に配布しています。スタンダードを意識した授業づくりを進めることが、児童にとって見通しを持ちやすい授業になっています。児童だけでなく、経験年数の少ない先生にとっても、授業をどう進めていけばよいのかの大事な指標となっています。

資料 3 学校の研究内容に即した授業スタンダード

実践事例 4：ユニバーサルデザインの視点での取組について写真で確認している小学校

ユニバーサルデザインについて、まずは教室環境に焦点を絞って、具体的に何をすればいいか分かるよう写真入りの資料を学校コーディネーターが作成し、全教職員に配布しました。先生方が取り組みやすい内容でもあり、全校で統一した環境づくりにもつながっています。

他の小学校では、先生方の取組を撮影し、写真を見ながら共有することで、互いの取組がモデルとなるようにしています。

資料 4、5 ユニバーサルデザインの実践を共有するための資料

実践事例5：電子黒板による視覚支援に全校で取り組んでいる小学校

学校全体で電子黒板等を使って視覚情報を大事にした取組を進めています。校長も集会などで電子黒板を使って話すことがあります。最初は電子黒板の操作等に戸惑いのあった教員も、教員同士で教え合い、活用し続けることで抵抗なく使えるようになりました。プレゼンテーションなどの電子データは共有や用途に応じたアレンジがしやすく、活用することで児童も集中する時間が長くなったなどの効果を実感しています。

(2)組織的な指導・支援の実施体制の確立へ向けて

集団指導の質の向上だけでは指導・支援の効果が十分に行き届かない児童生徒に対しては、個別の指導・支援の在り方を検討することが必要になります。校内支援会については必要に応じて随時招集するのではなく、計画的に行うことが、切れ目なく必要な個別の指導・支援を組織的に継続させることにつながります。また、校内支援会のスケジュールを年度当初から確認しておくことが、確実な校内支援会の実施につながります。

実践事例6：年度当初に校内支援会のスケジュールを確認することにした小学校

小規模校ということもあり、これまでは職員会議で情報共有しながら必要に応じて校内支援会を行うようにしていました。しかし、参加者の日程調整が難しく、会が実施できないこともあったため、年度当初に校内支援会の年間スケジュールを作成し、計画的に実施することにしました。最初は校内支援会の進行等がスムーズにいかないこともありましたが、計画的に実施することで、事前の準備も見通しをもって行えるようになりました。また、進行役のファシリテーション力が向上し、スムーズに会を進行できるようにもなりました。

校内支援会の前に学校コーディネーターからどの児童のことを取り上げるのかを確認してもらうことで、各教職員にとっては児童の様子をあらためて振り返る機会となり、指導・支援の必要な児童への早期対応にもつながっています。



Q 学校コーディネーターに誰を指名すればいいのか迷っています。

A 学校コーディネーターは校内支援体制の中核であり、特別支援教育に関する理解はもちろん、校内支援会の運営、関係機関との調整等、他の校務分掌とは異なる役割を發揮することが求められます。これらの学校コーディネーターの業務を踏まえ、適切な教員を指名することが必要ですが、コーディネーター経験がない教員を指名する場合などには、高知県教育委員会が作成した『すべての子どもが輝く校内支援体制づくりガイドブック』（平成 29 年 3 月）の内容を確認する等、指名された教員がその業務を理解したうえで、見通しを持って取り組み、必要なスキルを身につけることが必要になります。

また、学校コーディネーターが、学校全体の児童生徒の実態を把握し、個別の指導・支援に関わることが、校内支援体制としてのきめ細かな対応につながります。そのため、コーディネーター業務に一定の力を注げるように、担当する授業時間を削減するなど他の業務負担を減らすといった配慮も本来は必要です。一人で全ての業務を担うことが難しい場合には、複数の学校コーディネーターを指名する、管理職等と業務内容の分担を行うといった教職員体制に応じた工夫も必要になります。

学校コーディネーターを中心とした校内支援体制の運営については、教育事務所特別支援教育担当指導主事が、地域におけるコーディネーターとして各校の取組を支援します。市町村（学校組合）教育委員会を通じ教育事務所まで相談ください。

実践事例 7：校内支援会を輪番で進行している小学校

校内支援会のスムーズな進行が定着してきたので、進行役を輪番制にしています。学校コーディネーターのサポートのもと、より多くの教員が進行役の経験を積むことで P D C A サイクルに基づく取組が意識されるよう、また学校コーディネーターが交代することになっても、校内支援会の進行に支障がでない体制づくりもねらっています。

校内支援会の実施等を通じ組織的な指導・支援の体制が確立されることで、担任だけでは対応しにくいことについては、他の教員が協力しながら対応することが可能になります。校内支援会で、日常生活や学校行事などで、起こりうる様々な状況を事前に予測し、誰かが確実に必要な対応（合理的配慮）を行うことで、障害のある児童生徒もスムーズに集団生活に参加し、活躍できる場が広がります。そして、活躍の場が広がるのが、周囲の児童生徒や保護者にとっても『障害があるから一緒にできなくても仕方ない』でなく『障害があってもこの手立てがあると一緒にできる』という共生社会の理念にもとづく適切な障害理解につながります。障害のある児童生徒などに対し、一人一人の教職員にできることを考えることが特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の充実、ひいてはインクルーシブ教育システムの構築へとつながることを踏まえると、校内支援会はその一步として非常に重要な場と言えます。

実践事例 8：教員同士が連携し、共に学ぶ機会を支える小学校

特別支援学級に学習環境等に配慮が必要な児童が在籍しています。学年で遠方の施設に校外学習に出かけることが決まり、他の児童と一緒に見学が可能か事前に検討することが必要となりました。担任が事前に遠方の施設を訪問することは時間的にも難しかったため、校内支援会で役割分担を行い、教頭が施設の様子を確認し、考えられる合理的配慮について校内支援会で検討しました。事前に必要な配慮や対応を検討したことで、当日は通常の学級の児童と一緒に学習することができました。

校内支援会の開催にあたっては、児童生徒のために必要な協議をしっかりと行うという視点だけでなく、他の業務同様、事前に設定する時間内に実施し、参加者の負担を最小限にするという視点も必要です。必要な協議を限られた時間で実施するためには、進行役のファシリテーション力を向上させることはもちろん必要ですが、進行の流れをあらかじめ決めておくことや、事前に資料を収集し分かりやすい資料を作成しておくなど、協議時間短縮のためのシステムを作っておくことも大事です。特に規模の大きな学校では校内支援会の対象となる児童生徒の人数も必然的に多くなるので、校内支援会の実施単位（例えば中学校では学年団など）や構成メンバーの工夫とともに準備段階での工夫が負担軽減につながります。

実践事例 9：時間短縮のために事前準備を十分に行っている小学校

校内支援会の時間短縮に向けて、学校コーディネーターを中心に事前の準備を丁寧に行うようにしています。協議中は話題が散漫にならないよう、事前に担任から聞き取った内容をもとに、学校コーディネーターと校長が協議の柱を整理し会に臨むようにしています。また、校内支援会に参加するメンバーについては、学級担任は担当する児童の協議の時間のみ参加するようにし、時間の負担を軽くするようにしています。

実践事例 10：学年会等従来からある協議の場を有効に活用した中学校

以前から生徒指導上の対応について定期的に協議していた学年会の時間を有効に使い、障害等のある生徒に関する情報共有や対応を検討しています。学校コーディネーターが実施日程を事前に把握しておき、可能な限り各学年会に参加、気になる生徒への対応について特別支援教育の視点を活かすようにしています。学校全体での情報共有は、夏季休業中や冬季休業中などに全校研修を実施し、個別の指導計画作成、評価と合わせて行っています。

資料 6 学年会を効果的に活用した校内委員会年間計画

3 状況を確実に把握する

(1)一人一人の現状を確実に把握する

校内支援会では、教職員が気になる児童生徒を取り上げ、個別の指導・支援を協議していきませんが、指導・支援を必要としている児童生徒の状況を確実に掴むためには、教職員の観察だけでなく、児童生徒自身が指導・支援の必要な状況であることを自ら発信できる機会を意図的に設定していくことも大事になります。

実践事例 1 1 : スクールカウンセラーと全児童が面談を行っている小学校

毎年、スクールカウンセラーとすべての児童が短時間の面接を行う機会を設けています。このことで児童からのサインを見逃すことなく、個別の指導・支援が必要な状況を早期に把握することにつながっています。個別に面談することに抵抗があった児童も、すべての児童を対象としていることで抵抗なく面談をすることができています。

実践事例 1 2 : 生徒が教職員を指名し、面談を行っている中学校

学期毎にすべての生徒が教職員と個別に話す時間を設けるようにしています。どの教職員と話すのかは、生徒自身が指名するようにし、一番話しやすい教職員に自分の思いを話すことができるようにしています。このことで、生徒の内面の把握や教員との信頼関係づくりにもつながっています。

実践事例 1 3 : アンケートから児童の状況を把握している小学校

全児童を対象に自尊感情と人権感覚に関するアンケートを実施し、児童の状況を把握しています。集団の中で活躍する場面の多い児童が、自己評価が低い場合など、観察だけでは気づかなかった個別の指導・支援の必要性に気付くきっかけになり、多面的に児童の実態を捉えることの大切さを感じています。

様々な指導・支援を必要とする児童生徒について、学校全体で共通認識を持つためには、一人一人の状況や課題を共有するためのリストが必要です。リストを作成することによって学校としての対応の方向性が明確になるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、支援員、関係機関等との連携がスムーズになり、支援がより確かなものとなります。

また、リスト化をしておくことで、年度が替わって担任の変更や教職員の異動があった際にも、どの児童生徒に対して個別の指導・支援を継続していくことが必要なのか、確実に引き継がれます。

実践事例14：リストを作成し、個別の指導・支援が必要な児童の状況を共有している小学校

発達障害等の診断のある児童だけで20名以上、診断がなくても個別の指導・支援が必要と思われる児童を含むとさらに多くの児童が在籍している状況です。どの学級にどんな児童が個別の指導・支援を必要としているのかを確実に共有できるよう、リストを作成しています。

リストでは、個別の指導・支援が必要な状況や、診断の有無等、必要な情報を一目で把握できるようにしています。外部専門家からの支援を受ける際にも状況が伝えやすく、一人一人に対する確実な個別の指導・支援につながっています。

また別の小学校では、配慮が必要な状況に加えてQ-Uアンケートの状況を記載するようにしています。引き継ぎ事項を記入する欄も設け、次年度の取組にも活用できるようにしています。

資料7、8 個別の指導・支援が必要な児童生徒のリスト

(2)必要な指導・支援を全教職員で共有する

また、必要な指導・支援の内容を共有する上では、個別の指導計画が重要な役割を果たします。

実践事例15：教職員の経験に配慮し、個別の指導計画の様式を工夫している小学校

校内支援会で話した内容が確実に共有されるよう、個別の指導計画の様式を見直しました。個別の指導計画を書き慣れていない教職員が多いことに配慮し、児童の実態、指導・支援の方法、変容、評価の流れは押さえつつ、できる限りシンプルな様式にしました。校内支援会の内容をそのまま記載できるので、新規採用の先生にも書きやすく、繰り返し書くことでPDCAを意識した指導・支援の流れを理解し始めています。

資料9 初めての先生にも作成しやすい個別の指導計画



Q 個別の指導計画、個別の教育支援計画について、他校と様式が違うのですがこのままでいいのでしょうか。

A 個別の指導計画、個別の教育支援計画に必ずこうでなければいけないという様式はありませんが、それぞれの作成する目的、役割を踏まえて必要な内容を位置付け、先生方にとって作りやすい様式を検討し、必要な児童生徒に対し確実に作成してください。もちろん中学校区内の小・中学校で統一した様式にすれば小中間での接続をより円滑に行うことができるといったメリットもあります。各学校の状況を踏まえて、県が示す様式例も参考に検討してください。

個別の指導計画は、各学校の教育目標にもとづき障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容、方法を明らかにするものとして、個別の教育支援計画は家庭と教育、福祉等が連携しながら児童生徒の成長を支えるための指標として、今後ますます重要になります。各校でこれまでに取り組まれてきたことを大事にしながら『すべての子どもが輝く校内支援体制づくりガイドブック』や『特別支援学校 教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』（平成30年3月）も参考に充実を図ってください。

どの児童生徒に対し、どんな指導・支援が必要なのか、早期の対応を確実に行うために、特に新たに入学する児童生徒には、それまでに在籍していた保育所、幼稚園や学校等との情報共有も大事になります。

実践事例16：夏季休業を利用し、校長が全ての保育所を訪問している小学校

来年度入学を予定している幼児の様子を把握するために、校長が夏季休業中、校区内のすべての保育所を訪問、幼児の様子を直接把握しました。早い段階で様子を把握しておくことで、家庭との連携を含む小学校生活のスタートに必要な準備を、スムーズに、時間をかけて行うことができました。

実践事例17：校長間で引き継ぎ会を実施している小・中学校

引き継ぎシートを使って情報を整理し、小学校から中学校に引き継ぐことに加え、中学校区内の小・中学校長が集まり新入学生に関する情報共有を行っています。担任等だけでなく、学校長同士が情報共有を行うことで、施設整備や支援体制等、学校全体で必要な対応を入学前の早い段階から検討することができます。

4 学校内外を繋ぎ、支える

(1) 専門家による知見を活かす

校内支援会で必要な指導・支援を検討していく上で、学校での実態把握だけでは指導・支援が必要な状況の背景にある児童生徒の特性や適切な指導・支援の内容について結論が出ない場合もあります。そうした際にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでなく、医師等の外部専門家（外部機関）を活用し、より高い専門性に基づく助言を得ることが有効です。

外部専門家の活用については巡回相談員派遣事業（県）の活用なども考えられますが、地域で活用が可能、あるいは連携が必要な関係機関の一覧を作成することで、外部専門家（外部機関）の活用が誰にでもわかりやすく、継続した支援につなげることができるようになります。

実践事例 18：地域の関係機関の情報をまとめたシートを作成した小学校

学校コーディネーターが地域にある医療や福祉関係機関の情報を整理し、1枚のシートにまとめました。教職員で共有するとともに、随時更新しながら学校コーディネーターの引き継ぎ資料としても活用していきます。

資料 10 指導・支援ネットワークをまとめたシート

(2) 家庭と連携し、成長を支える

学校の取組をより効果的に児童生徒の成長につなげるためには、家庭の理解、協力は欠かせません。児童生徒が学校で見せる姿と家庭での姿をしっかりとつなげ、実態をより深く理解することも大切です。

実践事例 19：個別のファイルで家庭との情報共有を行っている中学校

学校を休みがちな生徒について、登校時の様子を家庭と共有するために個別のファイルを作成、毎時間の様子を記入したシートを渡すようにしました。このことで家庭と学校が生徒の状況や支援方策等について共通認識を持てるようになりました。



保護者の不安に対して、まずは担任がその不安を聞くことのできる関係を築くことが大事になりますが、担任だからこそ相談しにくいという場合もあり、学校として特別支援教育学校コーディネーターなどの担任以外の相談窓口を明確にしておくことも、学校と家庭の関係づくりには大事になります。保護者には学校コーディネーターの存在が十分周知されるよう、学校通信等の家庭に発信している文書の中で、特別支援教育学校コーディネーター存在や役割を保護者にしっかり伝えることが相談窓口の明確化にもつながります。



学校通信における
学校コーディネーター紹介の
記載例

特別支援教育 学校コーディネーターの紹介

各学校には、特別支援教育学校コーディネーターがいます。お子さんの発達や育ちについて保護者の皆様や担任が「気になる」ことがあるときに一番最初の窓口となる係です。

本校では、〇〇 〇〇養護教諭が特別支援教育学校コーディネーターです。

ご相談を受けたときには、お子さんへの支援の充実に向け、校内はもちろんのこと教育相談についての専門機関や関係機関等との橋渡しをしたり、具体的な取り組みの計画を立てたり等を行います。

例えば、「落ち着きがない」「順番が待てない」「いつもお友だちとケンカになる」「勉強についていけないかしら」等々、お子さんの学習面や行動面で不安を感じられていたり、お悩みがあったりする場合は、ご遠慮なくご相談ください。

また、子育てに関わるお悩みやご相談は、学級担任・管理職もいつでもお聴きする体制を整えておりますので、ご遠慮なくご連絡ください。

(連絡先：〇〇小学校 XX-XXXX)

実践事例 20：学校内外の相談支援体制について、全家庭に情報発信している小学校

児童の発達に関わる相談の流れをまとめ、全家庭に配布しています。市の教育委員会や福祉機関といった外部の相談窓口についても記載しています。全家庭に配布しているので、学校が気になっている児童の家庭には資料の配付と併せた声かけが、自然にできました。

資料 11 全ての家庭に向けた相談案内

保護者に対して相談の窓口を明示するだけでなく、教職員間で学校コーディネーターを中心とした相談体制を確認しておく、保護者がどの先生に相談しても、学校コーディネーターへとつなげる仕組みができます。また、保護者でなく、教職員も気になる児童生徒の指導・支援に関して、一人で抱え込まずに学校コーディネーターに相談することができます。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒については、将来に向けてどのような取組が必要なのか、担任だけでなく、校長とも直接話ができることが大きな安心感につながる場合もあります。

実践事例 2 1 : 校内の相談体制について資料を作成し、確認している小学校

学校コーディネーターが校内の相談体制を図にまとめ、職員会で確認しました。学校内外の相談窓口として学校コーディネーターを明示したことで、気になる児童に関する情報が確実に学校コーディネーターに提供されるようになりました。

資料 1 2 学校内の相談体制シート

実践事例 2 2 : 特別支援学級の個別面談を校長と担任で行っている小学校

特別支援学級在籍児童の保護者面談に、学校長が同席するようにしています。担任だけでなく、学校長にも話を聞いてもらえることで、今後の進路などについて保護者も安心できたようです。学校としても将来へ向けての希望等を学校長が直接把握する機会となり、学びの場の見直し等、早い段階での対応ができています。

学びの場の見直しや進路の検討にあたり、制度の理解を含め、将来の見通しを保護者と共有しておくことで円滑に進めることができます。

実践事例 2 3 : 資料をもとに特別支援学級入級後の流れを家庭と確認している小学校

自閉症・情緒障害特別支援学級に入級する児童の保護者に対し、入級後の学びの流れについて校長が資料を作成し、説明するようにしています。説明の際には、いずれは通常の学級で学ぶことをめざして、児童の成長にあわせて通常の学級との学びの機会を増やすことを確認しています。通常の学級と一緒に学習することに不安がある保護者も、成長にあわせて段階的に、という説明で安心してもらっています。

資料 1 3 特別支援学級入級後の学びの見直し

(3)医療や福祉等と連携し、成長を支える

家庭との連携だけでなく医療や福祉等との連携が進むと、児童生徒への個別の指導・支援の体制はより強化されます。学校が家庭と信頼関係を築いたうえで医療や福祉等を紹介することで、学校だけでは解決が難しい課題に対し、新たな見通しを得られることもあります。

実践事例24：医師と連携し、進路支援を行った中学校

集団生活への不安が強く、高等学校への進学に消極的な生徒がいました。不安を解消し、高等学校進学に向けて気持ちが高まるように学校からも働きかけをしてきましたが、医師に相談し、高等学校進学について助言などがあったことで、進学の意味確認ができました。教員だけでなく医師からのアプローチもあったことで、より不安が解消されて進路を決めることができました。

また、児童生徒は家庭、学校だけでなく放課後児童クラブなど校外の様々な場で人とかかわりながら成長しています。地域での生活を含めた切れ目のない支援のためには、校内で情報共有や指導・支援について検討するだけでなく、校外とも情報を共有しながら児童生徒に対する必要な指導・支援を検討していくことも大事になります。

実践事例25：教頭が放課後児童クラブを訪問し、連携している小学校

地域に放課後等デイサービス等の事業所がないため、障害のある児童は下校後、放課後児童クラブを利用しています。学校と放課後児童クラブが連携し、児童への対応ができるよう、教頭が放課後児童クラブに出向き、情報共有等を行っています。学校で見せる姿とは異なる姿が見えることもあり、学校で必要な指導・支援を検討する際に役立つとともに、本人への指導・支援だけでなく、家庭への対応も足並みを揃えて行うことができるようになりました。

実践事例26：校長や担任が教育支援センターを訪問し、連携している中学校

学校に登校しにくく、市の教育支援センターで過ごすことが多い生徒がいます。教育支援センターでの様子などを学校として把握するために、学校長や担任教諭などが教育支援センターに定期的に足を運び、情報を共有しています。教育支援センターからも通所したときの指導や支援の資料が提供され、学校でどのように指導・支援するのかを検討する際に役立っています。教育支援センターと学校がつながりながら関わることで、生徒が学校に登校する機会が少しずつ増えてきました。

障害等のある児童生徒については、福祉制度も活用しながら家庭、教育、福祉が連携して成長を支えていくことの重要性が、『家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告』（平成30年3月 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）でも指摘されています。今後は、校内での支援体制に加えて、家庭を含む校外との連携体制の構築が求められます。

個別の教育支援計画の作成を軸に、児童生徒が将来の自立と社会参加へ向けてどんな力を身に付けていかなければならないのかなど目指す姿を共有すること、そして目指す姿の実現のために必要な個別の教育課程を学校がどのように編成し、実施していくのか、特別支援教育の視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントが今後の学校経営の充実へ向けた大きなテーマと言えます。

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
指定校

平成29年度

香南市教育委員会

- ・香南市立野市小学校
- ・香南市立野市東小学校
- ・香南市立佐古小学校

須崎市教育委員会

- ・須崎市立新荘小学校

四万十市教育委員会

- ・四万十市立中村小学校
- ・四万十市立具同小学校
- ・四万十市立中村中学校

平成30年度

室戸市教育委員会

- ・室戸市立佐喜浜小学校
- ・室戸市立吉良川小学校
- ・室戸市立佐喜浜中学校

本山町教育委員会

- ・本山町立本山小学校
- ・本山町立吉野小学校
- ・本山町立嶺北中学校

宿毛市教育委員会

- ・宿毛市立宿毛小学校
- ・宿毛市立橋上小学校
- ・宿毛市立東中学校